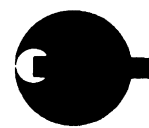


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○土地改良区の役員の就任届(耕地課)	一	○右同	二
○土地改良事業計画の適否決定(耕地課)	一	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	二
○都市計画の決定に係る図書の写し	二	○種畜証明書の交付を受けたもの(畜産課)	二
○都市計画の変更に係る図書の写し	二	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	二
○都市計画の縦覧(都市計画課)	二	○右同	四

告示

奈良県告示第百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、南花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十九年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 西川 弘之 葛城市南花内一四二二

吉村 徳雄	三七二
堀内 成起	一四〇
堀内 忠樹	五一
山本 俊治	三五
津山 隆良	二二一
松田 保	北葛城郡広陵町馬見北七四六二一〇
二 就任役員の役名、氏名及び住所	
理事 津山 和彦	葛城市南花内三〇
堀内 芳子	三
堀内 寛司	五七一
津山 多美子	五二二
堀内 かず子	一三二
山下 孝文	三九
谷口 之佐子	四三一

奈良県告示第百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、南藤井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十九年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 岡山 輝男 葛城市南藤井一〇一

井森 保久 一三〇

林本 政治 二四

岡山 八郎	八五五
岡山 利男	一七二二
山本 義光	一六八
井森 善重郎	一九五一
岡井 清弘	一六〇一
二 就任役員の役名、氏名及び住所	
理事 井森 保久	葛城市南藤井三〇
林本 政治	二四
岡山 八郎	八五五
岡山 利男	一七二二
井森 善重郎	一九五一
山本 義光	一六八
岡井 清弘	一六〇一
山本 繁幸	一九二

奈良県告示第百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十九年十月十五日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
大和高田市長 吉田 誠克	水と農地活用促進事業(た め池整備) 常光寺池地区	平成十九年十月二十四日から同年 十一月十二日まで 大和高田市役所

奈良県告示第百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、大和郡山市から大和郡市計画地区計画(下三橋地区)の決定に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、大和高田市から大和郡市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、大和郡山市から大和郡市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、大和郡山市から大和郡市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

公 告

奈良県知事 荒井正吾

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十九年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つむぎ
- 三 代表者の氏名
中川 裕晴
- 四 主たる事務所の所在地
天理市東井戸堂町三七二番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす高齢者・障害者・子ども・その人たちを支える方々に対して、自分らしく暮らして頂くために、各種支援に関する事業を行い、地域の福祉又は生活の質の向上に寄与することを目的とする。

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号)第四条第一項に規定する平成十九年度定期種畜検査に合格し、種畜証明書の交付を受けたものは、次のとおりである。

平成十九年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

家畜の名前	家畜の種類及び品種	生年月日	等級	種畜証明書交付年	飼養者の住所及び氏名

種別	品名	年月日	月日
フジロック	豚	平成十六年十一月一日	平成十九年六月八日
040831	デュロ	平成十七年七月十五日	竹一〇三
フジロック	豚	平成十七年四月十日	奈良県畜産技術センター
3661	デュロ	平成十八年四月十日	
050439	デュロ	平成十六年四月一日	
060018	ランド	平成十七年五月二十七日	
4321	クシャ	平成十七年五月二十七日	
16891	クシャ	平成十七年五月二十七日	

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十九年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

<p>一 許可番号 平成十九年三月七日第七八一〇〇号 平成十九年九月十日第七八一〇二二二号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第六七九号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第四二五号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 磯城郡田原本町大字等形二三四番地ノ一、二三五番地ノ一、二三六番地ノ一、二三七番地ノ一及び一三八番地ノ一</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 磯城郡田原本町等形一四二番地ノ一 上柿鉄工建設株式会社 代表取締役 上柿範兼</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 磯城郡田原本町大字等形二三四番地ノ一、二三五番地ノ一、二三六番地ノ一、一三七番地ノ一及び一三八番地ノ一の各部</p> <p>一 許可番号 平成十九年四月二十五日第七八一三二九号 平成十九年九月十九日第七八一三二九二号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第六七九号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第四二五号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 大和郡山小泉町二二九〇番地ノ一、二二九〇番地ノ四、二二九〇番地ノ五、二二九〇番地ノ六、二二九〇番地ノ七、二二九〇番地ノ八、二二九〇番地ノ九、二二九〇番地ノ一〇、二二九〇番地ノ一一、二二九〇番地ノ一二、二二九〇番地ノ一三、二二九〇番地ノ一四、二二九〇番地ノ一五、二二九〇番地ノ一六、二二九〇番地ノ一七、二二九〇番地ノ一八及び二二九〇番地ノ一九</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 香芝市今泉九八番地ノ一</p>	<p>株式会社テイホーム 代表取締役 田中昭治</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 大和郡山小泉町二二九〇番地ノ一 下水道 大和郡山小泉町二二九〇番地ノ一の二部</p> <p>一 許可番号 平成十九年六月二十六日第八〇一四三三号 平成十九年九月二十七日第八〇一四三二二号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十五日第六七九三三号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 宇陀市榛原区篠栗元篠野三三番地ノ一</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 和歌山県和歌山市西田井三七六番地 株式会社南近畿クボタ 代表取締役 竹内弘</p> <p>一 許可番号 平成十九年七月十日第八〇一六三三号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十六日第六七九五号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月十六日第四二五四号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 天理市富堂町一四五番地ノ一及び一四六番地ノ一</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市六条町一三三番地ノ四 株式会社栗実住宅 代表取締役 古川好男</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 天理市富堂町一四五番地ノ一及び一四六番地ノ一の各部 下水道 天理市富堂町一四五番地ノ一及び一四六番地ノ一の各一部</p>	<p>一 許可番号 平成十九年八月二十一日第八〇一九九号 平成十九年十月九日第八〇一九九二二号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第六七八八号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第四二四九号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 生駒市俵口町一三七六番地ノ一、一三八三番地ノ一、一三八三番地ノ四、一三八三番地ノ五、一三八四番地ノ一及び一三八四番地ノ二</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 生駒市西松ヶ丘一番三五号 梅本石油株式会社 代表取締役 梅本弘</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 生駒市俵口町一三八三番地ノ四及び一三八四番地ノ二</p> <p>一 許可番号 平成十九年八月二十九日第八〇一八三三号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十六日第六七九四号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 天理市岸田町二九二番地ノ三</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 天理市岸田町七五七番地 山本俊夫</p> <p>一 許可番号 平成十九年九月十日第八〇一〇〇〇号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十五日第六七九二号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月十五日第四二五三三号</p>
---	---	---

三 開発区域に含まれる地域
 磯城郡田原本町大字小阪五四番地ノ一部 五五番地ノ一部 五六番地ノ一部 五七番地ノ一及び五七番地ノ三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 磯城郡田原本町大字今里一九〇番地ノ一
 株式会社竹村工務店 代表取締役 竹村淳

五 公共施設の種類、位置及び区域
 道路 磯城郡田原本町大字小阪五五番地ノ一、五六番地、五七番地ノ一及び五七番地ノ三の各一部
 下水道 磯城郡田原本町大字小阪五六番地及び五七番地ノ三の各一部

一 許可番号
 平成十九年九月十一日第八〇一二九号

二 検査済証番号
 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第六七八九号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第四二五〇号

三 開発区域に含まれる地域
 五條市御山町三七四番地ノ一の一部及び三七四番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 橿原市上品寺町三三五番地ノ一 エスポワール三三五一二〇三号
 芝崎博志

五 公共施設の種類、位置及び区域
 水路 五條市御山町三七四番地ノ一の一部

一 許可番号
 平成十九年十月一日第八〇一三三三号

二 検査済証番号
 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第六七八七号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月十二日第四二四八号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市稗田町五三八番地ノ一、五四五番地ノ二、五六三番地ノ一、五六三番地ノ三、五六三番地ノ八、五六三番地ノ九、五六七番地ノ一、五六七番地ノ五、五七〇番地、五七二番地及び五七二番地の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 大和郡山市白土町二八番地ノ四
 株式会社貴章 代表取締役 平川猶基

五 公共施設の種類、位置及び区域
 水路 大和郡山市稗田町五七二番地ノ一部

一 許可番号
 平成十九年九月十三日郡土第一一二四号

二 検査済証番号
 平成十九年十月三日郡土第四一〇号

三 開発区域に含まれる地域
 生駒郡平群町大字槻原七五二番地ノ五、七五二番地ノ六及び七五二番地ノ七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 大阪府中央区上汐二丁目二番一号
 株式会社シーコーポレーション 代表取締役 城下堅司

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。
 平成十九年十月二十三日
 奈良県知事 荒井正吾

発行 奈良県
 奈良市登大路町三〇
 電話 〇七四二二二一三二〇(代)

印刷 株式会社 春日
 奈良市三条栄町九一八
 電話 〇七四二二二五七三三(代)

【定価】一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

本誌は再生紙を使用しています。